

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2020年（令和2年）November 11月号

鹿児島県の最低賃金が改正されました



荘厳な朝（始良郡湧水町）

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
鹿児島県の最低賃金が改正されました.....	2
新型コロナウイルス感染症への心理的対応とダブルバインド（二重拘束）…	3
安全衛生に係る優良事業場を表彰しました.....	4
11月はテレワーク月間です.....	4
11月は「労働保険適用促進強化期間」です.....	5
令和2年 業種別死傷災害発生状況（9月末速報版）.....	6
就職氷河期世代に対する活躍支援について.....	7
石綿障害予防規則等の 一部を改正する省令等の施行について（通達）.....	8～9

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です.....	10～11
11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です.....	12
特定自主検査強調月間（11月1日～30日）のご案内.....	13～14
支部たより ～全国労働衛生週間説明会を開催しました～.....	15
令和2年度第2回作業環境測定士試験のご案内.....	15
働き方改革推進・ハラスメント実践セミナーのご案内.....	16
働く高齢者のための安全衛生管理セミナーのご案内.....	17
令和2年12月の講習開催のご案内.....	18

さくらじま

先日テレビを見ていましたら、◆新型コロナウィルス流行 今だからこそお伝えしたい！健康ワザ◆日光を浴びないと不足するあの「栄養素」というのが目に飛び込んできました。その栄養素とは「ビタミンD」健康な体の維持に欠かせないもので、カルシウムの吸収や筋肉の合成を促したり、免疫の機能を調整してくれます。体の中でホルモンのように働いて、体中の細胞に様々な指令を出す、重要な働きを担っています。◆そんなビタミンD、実は皮膚に日光があたることで、体内に合成されるそうです。しかし、家にとじこもりがちだと、十分な量の日光があたりません。そもそも日本人の約半

数が欠乏状態と推計されていますが、外出が減ることで、余計に不足してしまう危険があります。そこで、上手に摂取するための「2つの鉄則」を紹介します。①食べて補給！ビタミンDが多く含まれる食品 まずはサケ。1切れで、1日に必要な量がまかなえるそうです。ほかにもアジ、サバなどの青魚やキノコ類にも、豊富に含まれています。一方で肉類や穀物にはほとんど含まれていないため、日光にあたらなくなりがちな方は、魚やキノコ類を意識して食べるのがオススメです。②浴びて補給！ビタミンDに必要な日光浴時間 青魚やキノコ類が苦手な方は、1日15分～20分、顔や両腕を出して、日光浴するだけでも効果的。皆さんも是非実践してみてもいいかもしれません。

守ってね！ 最低賃金。

鹿児島労働局賃金室

【鹿児島県最低賃金が令和2年10月3日より時間額793円に改正されました。】

最低賃金額 時間額	効力発生日
793 円	令和2年10月3日

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定（産業別）最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

＜最低賃金に関するお問い合わせ先＞

鹿児島労働局賃金室 （電話）099-223-8278
 鹿児島労働基準監督署 （電話）099-214-9175
 鹿屋労働基準監督署 （電話）0994-43-3385

川内労働基準監督署 （電話）0996-22-3225
 加治木労働基準監督署 （電話）0995-63-2035
 名瀬労働基準監督署 （電話）0997-52-0574

【労働者の皆様へ】

最低賃金額以上の賃金が支払われていない場合には、最寄りの労働基準監督署（鹿児島、川内、鹿屋、加治木、名瀬）にご相談ください。また、土・日・祝日（9時～21時）や夜間（17時～22時）にも「労働条件相談ほっとライン」（TEL0120-811-610）で相談を受け付けています（12月29日～1月3日を除く）。

【事業主の皆様へ】

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業として、業務改善助成金がありますので、鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）まで、お気軽にご相談ください。また、最低賃金の改正に伴って賃金を見直す場合など、最低賃金に関するご相談には、鹿児島働き方改革推進支援センター（土・日・祝日を除く9時～17時 TEL0120-221-255）をご利用ください。専門家による無料相談を実施しています。

パート、アルバイトの方、学生さんも
すべてのひとに適用されます。
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

守ってね！最低賃金。

鹿児島県 最低賃金

令和2年
10月3日から
[時間額]

793 円

3円UP↑

雇用上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金に関する特設サイト
http://www.saitseichingin.info/

最低賃金に関するお問い合わせは
鹿児島労働局または最寄りの労働基準監督署へ

鹿児島労働局ホームページアドレス
https://jute.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。

確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法		あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)	
1 時間給の場合	$\frac{\text{時間給}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額 (時間額)}}{\text{円}}$		
2 日給の場合	$\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{1 \text{ 日平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額 (時間額)}}{\text{円}}$		
3 月給の場合	$\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{1 \text{ 月平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額 (時間額)}}{\text{円}}$		
4 上記1,2,3が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当（職務手当など）が 月給の場合	① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）	

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
 ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外労働賃金など）④法定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日労働賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金（うち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分）⑥深夜労働賃金など⑦障害手当、通勤手当および家族手当
 (※2) 計算上の時間額、多給の場合の計算方法などは最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしよう！

中小企業事業者の皆さんへ 賃金の引上げを支援します。

最大450万円を助成 「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。
詳しくは、こちら 業務改善助成金

専門家にによる無料相談を実施しています。 賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組みに対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター

賃金引上げを
支援する助成金を
積極的に
利用しよう。

「サテライト労働相談」
労働相談、就業相談、
労働法に関する相談
（土・日・祝）

「新型コロナウイルス感染症への心理的対応と ダブルバインド（二重拘束）」



鹿児島産業保健総合支援センター産業保健相談員

鹿児島大学名誉教授 久留一郎

コロナ感染症のパンデミックにより、今までにない「新しい生活様式」が出現し、テレワーク、オンライン授業、マスクをかけての心理面接など戸惑うことの多い毎日である。

コロナウィルスという「モノ」に対する距離の取り方が「心理的（こころ）な距離の取り方にも影響を与えている。三密という心理的距離と身体的距離の在り方がカウンセリングという心理治療構造にも影響を及ぼしている。心理面接（カウンセリング）の構造は時空間と深い関係にある。社会的距離は親密であり、空間は自由で安心できる「非日常的空間」であり、会話は外に漏れないような空間として構造化されている。

コロナという「モノに対する区別関係」とコロナ感染症の「人間に対する差別的関係」が同一視され、混んとしているように思われる。いわば、二重拘束（ダブルバインド）の状況にあるといえよう。人の「ココロ」が「コロナ」感染症を生み出しているとも思われる。日本においては仏教（空海）の教え「三密」が知られている。^{しんみつ}身密：身体行動についての教え、^{くみつ}口密：言葉・発言についての教え、^{いみつ}意密：心、考えについての教えという考えがある。まさに人に対するありようを示していると思われるが、この現状を見て空海は何というだろうか。ココロは「密」に、コロナは「粗」にだろうか。

この新生活様式になって気になる新しい障害（心理的反応）？が生まれてきたような気がする。「まじめで責任感の強い人間」がコロナによる心理的反応を示し、自粛ポリスのような監視的言動を示し、自己完結的な人間が権力志向的な言動を示すなどがそうである。

例えば発達障害のある人の中には新生活様式になじめているのか気になる。今までの生活様式から急にマスクをつけることになり、対面で食事をしないこと、会社や学校に行かず家に閉じこもりテレワークをすることなど、こだわりの強い発達障害（ASD）の人間の中には新生活様式に馴染めるのか気になる。

日本の文化においては「同調圧力」という心理的反応が強くなる、と言われる。特に「世間体」という同調圧力は日本の刷り込みにより、「監視的行動や自粛的行動」を煽りがちである。「マスクをしない人間は職場に出てくるな」という圧力的言動はしばしば見られる。「置かれたところで咲きなさい」も、危険なおおいがするこの頃である。自助、共助という「同質性の強調」が煽られ、「異質性の排除」を煽りやすい。正しく見えることの背景には危険な人間観も潜んでいることに気づくことが大切である。

この混んとした心理社会的状況から、新しいメンタルヘルス支援のあり方や真の人間関係のあり方を中心にした「新生活様式」が生まれることを心から願っています。

安全衛生に係る優良事業場を表彰しました

鹿児島労働局健康安全課

鹿児島労働局は、全国労働衛生週間（10月1日～7日）に合わせて、安全衛生水準が高く他の模範と認められる、下記の県内3事業場を鹿児島労働局長奨励賞として表彰しました。

同表彰は例年、全国安全週間（7月1日～7日）の行事の一環として開催されている「鹿児島労働安全衛生大会」において、執り行っていましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で、同大会が中止となったことから、全国労働衛生週間に合わせて実施したものです。

記

ば な そ に つ く で ば い す さんくすきゅうしゅうかぶしがいしゃ
パナソニックデバイス SUNX 九州株式会社（南さつま市）

かぶしがいしゃ せ と さんぎょう ながしまこうじょう
株式会社 瀬戸産業 長島工場（出水郡長島町）

いずみしゅぞう かぶしがいしゃ
出水酒造 株式会社（出水市）



パナソニックデバイス



瀬戸産業



出水酒造

11月はテレワーク月間です

【概要】テレワーク推進フォーラム（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、学識者、民間事業者等による構成）の主唱により行われるテレワーク普及推進施策の1つです。

2015年より11月を象徴月間とし、テレワーク実施企業／団体／個人のみならず、関連の研究活動・啓発活動・支援活動などに係る皆様と広く手をつなぎ、働き方の多様性を広げる国民運動になることを目指します。

テレワーク月間専用サイト <http://teleworkgekkan.org/>

テレワーク月間 検索

- ・テレワークに関する活動を実施している企業や個人の情報、テレワーク月間に関するイベントの情報などを掲載
- ・テレワークに関する活動を実施している個人や企業を募集
- ・専用サイトから参加登録すると、参加証としてテレワーク月間のロゴマークが配布され、ホームページや名刺に掲載するなど、自由にご利用いただけます。

11月は「労働保険適用促進強化期間」です！

鹿児島労働局労働保険徴収室

労働保険は

労災保険（労働者災害補償保険）と**雇用保険**を総称した言葉です。

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません（5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産事業を除く）。

労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。

「そもそも知らなかった」

「小さい会社だから大丈夫だと思っていた」

「設立準備が忙しくて忘れてた」

など、様々な理由があると思いますが、従業員のため、会社のために加入することは事業主の責任です。

まだ加入手続を行っていない事業主の方、起業して新たに労働者を雇った事業主の方は、速やかに手続をお願いします。



急な雨でも、
従業員を守る。

転ばぬ先の傘。
労働保険

正社員、パート、アルバイト。
雇用形態に関わらず、ひとりでも雇っている場合、
事業主は労働保険の手続きを行う義務があります。
忘れずに労働保険の手続きを。

※労働保険とは、労災保険（労働者災害補償保険）と
雇用保険を合わせた総称です。
※労働保険の手続きを行っていない状態で、
労災に遭った場合は補償が受けられず、労働者も
労災から離れて労務費を負担するほか、労務費徴収に際して
徴収の滞りなど一層を招く恐れがあります。

労災保険 + 雇用保険

電子申請での申請も、口座振替が可能な、24時間、365日いつでもOK！

詳しくは、鹿児島労働局、労働基準監督署または各ハローワークで相談ください。鹿児島労働局ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

加入手続を怠っていると

- 1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- 2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収することがあります。
- 3 事業主の方のための助成金が受けられません。

労働保険の各種手続は、電子申請・電子納付によっても行うことができます。

電子申請の詳しい内容については、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」電子申請のページ（<https://www.e-gov.go.jp>）又は厚生労働省HPをご覧ください。

※労働保険の手続きは、社会保険労務士または労働保険事務組合（商工会等）に委託して行うことも可能です。

【労働保険事務組合に委託した場合】

- 1 事業主自身の事務処理が軽減されます。
- 2 保険料の額に関わらず、保険料を年間3回に分けて納付できます。
- 3 事業主及び家族労働者も労災保険に特別加入できます。

<問い合わせ先>

鹿児島労働局労働保険徴収室（TEL 099-223-8276）
又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークまで

厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp>

労働保険

検索

令和2年9月末（速報） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和2年		令和元年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,325	14	1,328	9	-3	5
1 製造業	244	2	236	1	8	1
1 食料品製造業	141		139	1	2	-1
4 木材・木製品製造業	12		20		-8	
9 窯業土石製品製造業	12		9		3	
11～12 金属製品製造業	14	1	17		-3	1
13～15 機械機具製造業	27		14		13	
上記以外の製造業	38	1	37		1	1
2 鉱業	1	0	1	0	0	0
3 建設業	203	3	203	2	0	1
1 土木工事業	74	2	82		-8	2
2 建築工事業	108	1	99	2	9	-1
3 その他の建設業	21		22		-1	
4 運輸交通業	144	2	134	1	10	1
1 鉄道・航空機業	3		2		1	
2 道路旅客運送業	8		3		5	
3 道路貨物運送業	133	2	128	1	5	1
4 その他の運輸交通業	0		1		-1	
5 貨物取扱業	6	0	24	0	-18	0
1 陸上貨物取扱業	1		7		-6	
2 港湾運送業	5		17		-12	
6 農林業	59	2	76	3	-17	-1
1 農業	32		34	1	-2	-1
2 林業	27	2	42	2	-15	
7 畜産・水産業	70	1	65	0	5	1
8 商業	177	3	198	0	-21	3
1 卸売業	27		35		-8	
2 小売業	123	3	148		-25	3
3 理美容業	4		1		3	
4 その他の商業	23		14		9	
9 金融・広告業	9	0	12	0	-3	0
11 通信業	25	0	19	0	6	0
12 教育・研究業	9	0	8	0	1	0
13 保健衛生業	206	0	188	0	18	0
1 医療保健業	83		75		8	
2 社会福祉施設	121		112		9	
3 その他の保健衛生業	2		1		1	
14 接客娯楽業	67	0	75	0	-8	0
1 旅館業	14		20		-6	
2 飲食店	27		38		-11	
3 その他の接客娯楽業	26		17		9	
上記以外の事業	105	1	89	2	16	-1
10 映画・演劇業					0	
15 清掃・と畜業	53		51	1	2	-1
16 官公署	2				2	
17 その他の事業	50	1	38	1	12	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	134	2	135	1	-1	1
第三次産業（8～17）	598	4	589	2	9	2

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。

令和2年度 特定自主検査強調月間

令和2年11月1日▶11月30日

安心と 心のゆとり 特自検

主唱 / 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

2020年（令和2年） 秋季全国火災予防運動

令和2年11月9日（月）から11月15日（日）

その火事を 防ぐあなたに 金メダル

11月9日は「119番の日」

就職氷河期世代に対する活躍支援について

鹿児島労働局訓練室

いわゆる就職氷河期世代は、たまたまバブル崩壊後の厳しい経済状況の時期に、学校卒業時における就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、さまざまな課題に直面している方がおり、国や地域レベルで一人一人の状況に応じたきめ細かな支援に取り組むことが求められています。

このため、「ハローワークかごしま・ワークプラザ天文館」及び「ハローワーク国分」では、「35歳からのステップアップ窓口（就職氷河期世代支援窓口）」を設置し、安定した雇用を希望する35歳以上55歳未満の方に対する専門的な集中支援を行っています。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況ではありますが、就職氷河期世代の方々への支援は、社会全体で取り組むべき喫緊の課題であることから、これまで不安定就労等を余儀なくされている方々の積極的な採用について、事業主の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、ハローワーク等で個別支援等の就労に向けた支援を受けている就職氷河期世代の方（雇入れ日時点の満年齢が35歳以上55歳未満で、過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間が通算1年以下、かつ過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方）を、ハローワーク等の紹介で正規雇用労働者として新たに雇用する事業主に対しては、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）が支給されます。この助成金を受給するためには、一定の要件・条件がありますので、詳しくは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）またはハローワークへお問い合わせください。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和2年8月分】

県内有効求人倍率	1.08倍（前月比0.01P増）
全国平均有効求人倍率	1.04倍（前月比0.04P減）
県内正社員有効求人倍率	0.89倍（前年同月比0.13P減）
全国正社員有効求人倍率	0.78倍（前年同月比0.35P減）

※ 本県の雇用失業情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響で退職した方の新規登録が落ち着いてきたことや、一部の事業所で求人再開する動きが見られたことにより、7ヶ月ぶりに有効求人倍率が前月を上回りました。しかしながら、引き続き感染が拡大しているため、多くの産業で新規求人の提出に慎重になっており、依然として先行きが不透明となっていることから、今後の求人・求職の動向等を注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

労働局長の認定を受けた支援計画に沿って障害者の職場定着のための取組を行う事業主を支援します！

【障害者雇用安定助成金】 次の2つのコースがあります。

● 障害者職場定着支援コース ●

障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直し等の措置を講じた場合に助成する制度です。

● 障害者職場適応援助コース ●

職場適応・定着に特に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）による直接的・専門的な支援を提供した場合に助成する制度です。

ご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-8712）へお問い合わせください。



石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和2年8月21日付け鹿児島労働局長より石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について通達がありましたのでお知らせ致します。

※紙面の都合で具体的な改正趣旨、内容等は割愛し、本会ホームページに掲載いたしましたのでご了承願います。

鹿労発基 0821 第1号の3
令和2年8月21日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
事務局長 殿

鹿児島労働局長

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

皆様におかれましては、平素より労働基準行政の推進に格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

発がん性など高い有害性を有する石綿（アスベスト）については、平成18年9月1日に製造、輸入、譲渡、提供又は使用が原則禁止されています。ただし、禁止される前には主に建築用材料として、様々な用途で広範に使用されていたため、今なお現存する多くの建築物、工作物又は船舶に石綿含有材料が残されています。

これらの建築物、工作物又は船舶を解体又は改修するときに、適切な措置を講じなければ、石綿含有材料から石綿等の粉じんが飛散し、作業を行う方や周囲の方が石綿等を吸い込むおそれがあります。

このため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）を定め、建築物、工作物又は船舶の解体又は改修作業を行う場合に実施すべき措置を罰則付きで義務づけてきたところです。

しかしながら、石綿則で義務づけている作業開始前の石綿等の使用の有無の調査や、労働基準監督署への届出が適切になされていない事例、石綿等が使用されている建築物等を解体又は改修するときに必要な措置を実施していない事例が散見されていることから、厚生労働省において開催した「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、建築物、工作物及び船舶の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害を防止するため、石綿則等を改正するとともに、改正後の石綿則に基づく告示を制定しました。具体的な改正趣旨、内容等は下記のとおりです。

石綿により肺がん、中皮腫等に罹患し労災認定された方の数は、昨年度は1,200名を超えており（建設業や船舶製造又は修理業で特に多い。）、今後建築物等の老朽化等に伴い解体工事又は改修工事が増えると予想されていることから、関係団体の皆様におかれましては、会員企業その他関係者の皆様方に対し、改めて石綿対策の重要性も含め改正趣旨、内容等の周知にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、改正趣旨、内容等の周知にご活用いただけるよう、パンフレットも併せてお送りいたします。

解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの 改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和2年10月～）

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

過労死をゼロにし、 健康で充実して 働き続けることの できる社会へ

過労死（ゼロ）実現のために

- ☒ 仕事上の不安や悩みを抱えていませんか？
- ☒ 週の労働時間が60時間を超えていませんか？
- ☒ 年次有給休暇の取得はきちんとできていますか？
- ☒ 勤務間インターバル制度をご存知ですか？

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



厚生労働省

人事院

内閣官房内閣人事局

総務省

文部科学省

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 過労死防止 検索

◎労働条件や健康管理に関する相談窓口

労働条件等に関するご相談は…

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間 平日8:30～17:15）



労働条件相談ホットライン

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。

電話番号：**0120-811-610**（フリーダイヤル）

受付時間：平日 17:00～22:00／土・日・祝日 9:00～21:00（12/29～1/3を除く）

確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労働管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家庭向け、
事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は…

こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

電話番号：**0120-565-455**（フリーダイヤル）

受付時間：月・火 17:00～22:00 土・日 10:00～16:00（祝日、年末年始を除く）

メール相談：<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

こころの耳（ポータルサイト）

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などの支援や、
役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



◎過労死防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

- 過労死等防止対策推進全国センター <http://karoshi-boushi.net/>



- 全国過労死を考える家族の会 <http://karoshi-kazoku.net/>



- 過労死弁護団全国連絡会議（過労死110番全国ネットワーク） <http://karoshi.jp/>



◎職場でのハラスメントにお悩みの方のための相談窓口

- ハラスメント悩み相談室 <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



- あかるい職場応援団 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

**大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！**



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること。**
- 親事業者は、下請事業者の **「働き方改革」を阻害する** 不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。**
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。**

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映するよう協議すること。**

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

（受付時間）9:00～12:00 / 13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話・PHSからご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

**11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。**

過重労働解消相談ダイヤル 令和2年11月1日（日）9:00～17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談はっとライン（☎ 0120-811-610）で相談できます。



（過重労働解消キャンペーン）



とくひん



検査を済ませた機械には、
それを証する
検査済標章を貼付
しなければなりません。

確かめる
機械の安全
特自検

浜辺美波

— 特定自主検査 —

特自検

特定自主検査強調月間

令和2年11月1日 ▶ 30日

主催 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
本部・各都道府県支部

後援 厚生労働省 経済産業省

協賛 中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人 日本建設機械工業会
一般社団法人 日本産業車両協会



公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

令和2年度 建設荷役車両特定自主検査 強調月間実施要綱

スローガン

「確かめる 機械の安全 特自検」

令和2年11月1日 ▶ 11月30日

趣 旨

建設荷役車両の特定自主検査（特自検）の実施台数は、令和元年度には全国で約193万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として発生しており、憂慮される状況です。当協会においては、令和2年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署の協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

- (1) 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- (2) 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- (4) 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

主唱者の実施事項

- (1) 新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- (2) ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- (3) 巡回指導による現地指導
- (4) 研修会・実務研修等の開催
- (5) 「特自検業務点検表及びその解説（検査業者用又は事業内用）」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

事業者が行う実施事項

- (1) 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項
 - 特自検業務が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説（検査業者用又は事業内用）」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
 - 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。
- (2) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項
 - 特自検が計画的に実施されているか確認する。
 - 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
 - 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

<問い合わせ先>

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 鹿児島県支部

鹿児島市卸本町6番地12（オロシティホール内）

TEL 099（260）0615 FAX 099（260）0646

支部たより



常時横幕 中災防用品

令和2年度全国労働衛生週間説明会を開催しました

（公社）鹿児島県労働基準協会

当協会大島支部では、本年度の全国労働衛生週間（10月1日～7日）を前に9月に奄美市（51名）と瀬戸内町（17名）の2会場で、安全衛生担当者等が参加し説明会を開催しました。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として規模を縮小し、検温、マスク着用、手消毒等を行うなどの協力を頂きましたが、新しい生活様式の定着が進んでおりスムーズに開催することができました。



各会場では、名瀬労働基準監督署の池濱署長、是枝監督・安衛課長、今西担当より全国労働衛生週間の取り組み、働き方改革関連法、災害事例、感染症対策等多岐にわたり説明を頂きました。

また、令和3年度から改正予定の石綿障害予防規則等についても、資料をもとに省令案の概要の説明に参加者は聞き入っていました。

衛生週間を機に、労働災害の撲滅と労働衛生管理活動の一層の促進を祈念し説明会を終了しました。

なお、一部の地域で説明会を開催できなかったため、参考資料を希望される場合は、遠慮なく当支部（Tel 0997-53-5487）へお問い合わせ下さいませ。

令和2年度第2回作業環境測定士試験のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

（公財）安全衛生技術試験協会は、令和2年度第2回作業環境測定士試験を次により実施すると発表しましたのでご案内致します。

試験の種類：第二種作業環境測定士試験

試験期日：令和3年2月16日（火）

試験地及び試験場：久留米市（福岡県）・・・九州安全衛生技術センター

受験申請書の受付：令和2年11月2日（月）～12月2日（水）

受験願書等：当協会本部（Tel 099-226-3621）又は、九州安全衛生技術センター（Tel 0942-43-3381）に請求して下さい。

試験案内は、安全衛生技術試験協会のホームページに掲載されています。

※その他必要な事項については、安全衛生技術試験協会（Tel 03-5275-1088）へお問い合わせ下さい。

働き方改革推進・ ハラスメント実践セミナー

時間外労働の上限
(中小企業：2020年4月1日)

**正規・非正規間の
不合理な待遇差解消**
(中小企業：2021年4月1日)

パワハラ対策の義務
(中小企業：2022年4月1日)

- ◆ 実務上の取組とは
- ◆ 企業が注意すべきポイントとは

開催日時及び会場

対象：企業経営者・人事労務担当者

	日	時間	会場	内容	定員
1	令和2年 12月3日 (木)	13:30 ～ 15:30	鹿児島県医師会館 (鹿児島市中央町8番地1) 注：専用駐車場はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。	・ハラスメント防止コンサル タント講演 ・働き方改革取組企業の事例 発表 ・個別相談会	160 名
2	令和2年 12月8日 (火)	13:30 ～ 15:30	川内文化ホール (薩摩川内市若松町3番10号)	・ハラスメント防止コンサル タント講演 ・「働き方改革推進支援セ ンター」サポート事例 発表 ・個別相談会	50名
3	令和2年 12月10日 (木)	13:30 ～ 15:30	霧島市役所 行政庁舎別館4階大会議室 (霧島市国分中央三丁目45番1 号)		50名
4	令和2年 12月14日 (月)	13:30 ～ 15:30	鹿屋商工会議所 (鹿屋市新川町600番地)		50名

問合せ先 鹿児島労働局 雇用環境・均等室

(鹿児島市山下町13番21号)

TEL：099-223-8239 FAX:099-223-8235

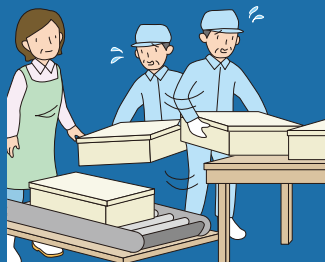
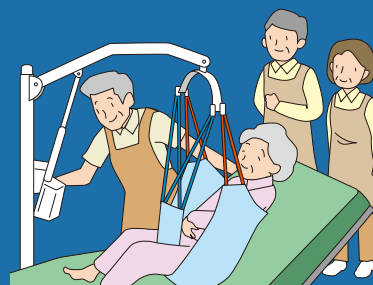
主催：鹿児島労働局 鹿児島経営者協会 鹿児島県医師会

後援：鹿児島県 鹿児島市 霧島市



働く高齢者の安全と健康確保のためのセミナー

働く高齢者のための安全衛生管理セミナー



労働者の高齢化が一層進むものと予測されています。労働災害の60歳以上の方の占める割合が増加傾向にあり、一般健康診断の有所見率も50%を超えています。このため、厚生労働省では今年度、新たに作成した「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」の周知を図ることとしました。

**受講料
無料!**

※本講習では新型コロナ感染防止対策として三密回避のため定員数を削減して実施しております。

受講対象者 高年齢労働者を雇用する、または雇用を予定している事業主や安全衛生担当者等

【カリキュラム】

1.労働災害防止対策の必要性について

- ・労働災害発生状況と対策
- ・企業経営における高年齢労働者の労働災害防止対策の必要性

2.安全で安心な職場を作るための知識

- ・高年齢労働者の労働災害防止のためのガイドラインにおける取組事項等の解説
- ・今日から取り組む具体的な対策

3.先進的な取組事例等の紹介

- ・安全衛生に係る先進的な取組等を実施している企業(全国・地域)における事例の紹介

4.質疑応答

鹿児島開催【定員:50名】 講習時間:13:30~16:30

開催日 12月7日(月)

会場 オロシティホール
2階中会議室

鹿児島市卸本町6-12

MAP



※都合により変更になる場合があります。

◆研修終了後に、修了証を交付します。 ◆テキストは当日無料で配布いたします。

※詳細なカリキュラムは、裏面「お申込み」欄に記載されている特設 HP をご覧ください。

お申込先

(株) 労働調査会 働く高齢者セミナー事業部
〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 TEL.03-3915-7221 FAX.03-3915-7033
E-Mail kounenre2@chosakai.co.jp <https://age-friendly.chosakai.ne.jp/>

QRコード



令和2年12月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
技 能 講 習	玉 掛 け	12/7～12/9	11/9～11/13	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・ クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	12/9～12/11	11/9～11/13	会員 18,800円 一般 19,800円	
	小型移動式クレーン運転	12/14～12/16	11/16～11/20	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・ クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・ 玉掛け技能講習修了者 ・ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
	有機溶剤作業主任者	12/17～12/18	11/16～11/20	会員 13,080円 一般 14,080円	※会場がオロシティーホールとなります。
	ガス溶接	12/19～12/20	11/16～11/20	会員 9,180円 一般 9,680円	
習	【普通自動車運転免許証写し必要】 フォークリフト運転	【全科目者】 1/4～1/8	11/30～12/4	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・ 普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 1/4～1/5		【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・ 大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	床上操作式クレーン運転	1/4～1/6	11/30～12/4	【全科目者】 会員 29,280円 一般 30,280円 【科目免除者】 会員 27,080円 一般 28,080円	【科目免除者】 ・ 移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・ 玉掛け技能講習修了者 ・ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
教 習	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上)【実技免除】	12/7～12/12	11/9～11/13	【全科目者】 会員 91,565円 一般 92,565円 【学科免除者】 81,400円	【学科免除者】 ・ 学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目 となっております。)
特 別 教 育	ロ ー ラ ー 運 転	12/15～12/16	11/16～11/20	会員 17,100円 一般 20,400円	
	低 圧 電 気 取 扱	12/21～12/22	11/24～11/27	会員 16,115円 一般 19,415円	
そ の 他	職 長 教 育	12/17～12/18	11/16～11/20	会員 12,980円 一般 16,280円	
	衛 生 推 進 者	12/25	11/24～11/27	会員 8,300円 一般 8,800円	※会場がオロシティーホールとなります。

曾於地区での講習会のお知らせ

志布志支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL099-472-4877 FAX099-472-4833

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
ガ ス 溶 接 技 能 講 習	12/16～12/17	11/24～11/26	会員 9,180円 一般 9,680円	

薩摩川内地区での講習会のお知らせ

川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0996-25-1377 FAX0996-41-3936

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
【普通自動車運転免許証写し必要】 高 所 作 業 車 運 転 技 能 講 習	1/18～1/19	12/14～12/18	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円	【受講資格】 ・ 普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・ 移動式クレーン運転士免許所持者 ・ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止又は延期する場合があります。予めご了承ください。